

「復興・創生期間」後における復興施策の在り方

— 「『復興・創生期間』後における東日本大震災からの復興の基本方針」等について —

泉水 健宏

(国土交通委員会調査室)

1. 東日本大震災の主な被害状況と復旧・復興に向けた主な取組
2. 復興・創生期間後における復興の基本姿勢
 - (1) 地震・津波被災地域
 - (2) 原子力災害被災地域
3. 復興を支える仕組み
 - (1) 復旧・復興事業の財源等
 - ア 復興財源フレーム等
 - イ 東日本大震災復興特別会計
 - ウ 震災復興特別交付税と地方公共団体負担の軽減
 - (2) 法制度
 - ア 東日本大震災復興特別区域法
 - イ 福島復興再生特別措置法
4. 復興を推進する組織（復興庁）

1. 東日本大震災の主な被害状況と復旧・復興に向けた主な取組

東日本大震災（平成23年3月11日発災）では、死者15,899人（震災関連死を除く¹⁾）、行方不明者2,529人、全壊家屋121,991戸等極めて激甚な被害がもたらされた（令和元年12月10日現在）。ストックの被害推計で約16兆9,000億円に及び、我が国戦後最大規模の自然災害であった。避難者は被災直後の約47万人から約4.8万人（2年1月14日現在）まで減少したものの、今なお多くの人々が不自由な避難生活を余儀なくされている。東日本大震災に関する法制度等としては、平成23年6月に、東日本大震災からの復興についての基本

¹⁾ 震災関連死の死者数は3,739人（令和元年9月30日現在）である。

理念等を定める「東日本大震災復興基本法」が成立し、同年7月には「東日本大震災からの復興の基本方針」が決定された。24年2月には、東日本大震災からの復興に関する行政事務の円滑かつ迅速な執行を図ること等を任務とする復興庁が発足するとともに、24年度から東日本大震災復興特別会計が設けられた。これまで復興関連立法（74本²）の整備等が図られつつ、復旧・復興の取組が実施されてきたところである。

政府は復興期間を10年間とし、23年度～27年度の前半5か年間を「集中復興期間」と位置付け、二次にわたる見直しにより確定した26.3兆円の財源フレームで復旧・復興事業を推進してきた。次いで復興期間後半5年間（28年度～32年度（令和2年度））については、復興支援が被災地の自立につながるものとし、地方創生のモデルとなることを目指すため、「復興・創生期間」と位置付けられ、この復興・創生期間における復興事業費は6.5兆円程度とされた。これに、集中復興期間における執行済額25.5兆円程度を加えた32兆円程度が、復興期間全体（23年度～32年度）における復興事業費とされ、27年6月、それに対応するための新たな復興財源フレームが閣議決定されている。

「東日本大震災からの復興の基本方針」（前述）については閣議決定による見直しが行われてきた。28年3月には、復興・創生期間において重点的に取り組む事項を明らかにする『復興・創生期間』における東日本大震災からの復興の基本方針が、31年3月には復興・創生期間において重点的に取り組む事項とともに復興・創生期間後における復興の基本的方向性を示す『復興・創生期間』における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について」が、それぞれ閣議決定された。

なお、原子力災害からの福島復興及び再生を進めるため、「福島復興再生特別措置法」が成立し（24年3月）、「福島復興再生基本方針」が閣議決定された（24年7月）。29年5月には、「福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律」が成立し、それに併せ、「福島復興再生基本方針」の改定が閣議決定されている（29年6月）。

復興施策は、「東日本大震災からの復興の基本方針」、「福島復興再生基本方針」等に基づき推進されてきたが、復興・創生期間終了までおおむね1年となり、現在、復興・創生期間後の復興施策の在り方についての検討が進められている。

この点に関し、令和元年12月20日、『復興・創生期間』後における東日本大震災からの復興の基本方針（以下「基本方針」という。）が閣議決定された。これは、『復興・創生期間』における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について」（前述）において、復興・創生期間後における復興の基本的方向性が示されるとともに、「経済財政運営と改革の基本方針2019」（元年6月21日閣議決定）において、復興・創生期間後の適切な対応を図るため、元年内にその基本方針を定めることとされたことを踏まえ、決定されたものである。その内容はこれまでに実施された復興施策の総括を行い、施策の進捗・成果及び今後の課題等を明らかにした上で、復興・創生期間後の各分野における取組、復興を支える仕組み及び組織について定めるものとなっている。

さらに、第201回国会（常会）において、「復興庁設置法等の一部を改正する法律案」

² 復興関連立法には、原子力災害関係の立法を含む。

（以下「復興庁設置法等一部改正案」という。）の提出が予定されている。復興庁設置法等一部改正案には、復興庁設置法、東日本大震災復興特別区域法、福島復興再生特別措置法、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法及び特別会計に関する法律の、それぞれに係る所要の改正が含まれている。

そこで、次項目以降、基本方針中の復興の基本姿勢、復興を支える仕組み及び組織を中心に、復興・創生期間後の復興施策の在り方・方向性を見ていくこととする。

2. 復興・創生期間後における復興の基本姿勢

（１）地震・津波被災地域

基本方針では、地震・津波被災地域の復興の基本姿勢として、「復興・創生期間内に公共インフラ整備等を中心にとんどの事業が完了する見込みであること、過去の大規模災害における取組事例、一般施策による対応状況等を踏まえ、復興・創生期間後５年間に於いて、国と被災地方公共団体が協力して被災者支援を始めとする残された事業に全力を挙げて取り組むことにより、復興事業がその役割を全うすることを目指す」とした。その一方で、「心のケア等の被災者支援」及び「被災した子どもに対する支援」に関しては、「個別の事情を丁寧に把握し、復興・創生期間後５年以内に終了しないものについては、事業の進捗に応じた支援のあり方を検討し、適切に対応する」としている。

地震・津波被災地域の復興の基本姿勢に関し、岩手県からは、「被災者支援に係る取組については、被災地の状況や地元自治体の意見等を十分に踏まえながら、復興の取組として一律に期限を適用することなく、必要な事業及び制度を実施することが必要である」との要望が、宮城県からは、「令和３年度以降の心のケア対策や見守り・生活支援に対する継続的かつ確実な財源措置」や「復興・創生期間後についても、教員加配やＳＣ（スクールカウンセラー）等の配置への特別な措置による支援の継続」を求める要望が、それぞれ提出されているところである³。

このような状況を踏まえ、田中復興大臣は、岩手県、宮城県の両知事から、復興・創生期間後５年間で終了しない事業が残るので、全ての事業を一律に取り扱うことがないようにとの強い要望を受けており、こうした意見に応えるために、基本方針案では、事業の進捗に応じた支援の在り方を検討し、適切に対応すると明記した旨の発言を行っている⁴。

（２）原子力災害被災地域

基本方針では、原子力災害被災地域の復興の基本姿勢として、①福島の復興・再生には中長期的な対応が必要であり、復興・創生期間後も引き続き国が前面に立って取り組む、②当面10年間、復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題や多様なニーズにきめ細かく対応しつつ、本格的な復興・再生に向けた取組を行う、③復興・創生期間の終了から

³ 岩手県「復興・創生期間後における復興の基本方針について」、宮城県知事村井嘉浩「復興・創生期間後を見据えた課題と取組等について」（元年12月9日復興推進委員会資料）

⁴ 田中復興大臣記者会見録（元年12月10日）

5年目に当たる令和7年度に、復興事業全体のあり方について見直しを行うとしている。

なお、原子力災害地域の復興の基本姿勢に関し、福島県からは、『『福島の復興には長い時間が掛かる』『いまだ有事の状態が続き、今後とも中長期的な対応が必要』という認識の共有』が要望されており⁵、この点に配慮した復興施策の在り方が課題となる。

3. 復興を支える仕組み

(1) 復旧・復興事業の財源等

ア 復興財源フレーム等

基本方針では、復旧・復興事業の財源等について、復興・創生期間後の当面5年間の事業規模を整理し、所要の財源を手当てすることで、必要な復旧・復興事業を確実に実施することとし、そのため事業規模と財源を精査し、令和2年夏頃を目途に、当面5年間の復旧・復興事業の実施に必要な事業規模及び財源に係る「復興財源フレーム」を提示するとしている。

復興施策に当たっては、これまで数次にわたり復興財源フレームの策定・見直しがなされてきた。平成27年6月の復興推進会議決定⁶では、復興・創生期間（平成28年度～令和2年度の5年間）の事業費を6.5兆円程度と見積もり、その財源として、不用見合の財源0.8兆円程度、計上済財源（税収等）の精査2.5兆円程度を充てるとともに、新たに3.2兆円程度（内訳：一般会計からの繰入2.4兆円程度、税外収入0.8兆円程度）を確保することとした（図表1）。

これにより、27年6月時点では、復興期間（平成23年度～令和2年度の10年間）の事業規模・財源はそれぞれ32兆円程度と見積もられた。しかしながら、その後の状況を踏まえ、基本方針では、現時点（令和元年12月）の、復興期間10年間の事業規模を31兆円台前半と見込む一方、財源については32兆円程度が確保されるとしている。

なお、基本方針では、令和3年度から5年間の事業規模を1兆円台半ばと見込んだ。その一方で、財源については、これまで確保した財源に係る税収増の実績等を踏まえると、復興期間10年間に5年間を加えた15年間の財源は、32兆円台後半になると見込まれ、事業規模と財源はおおむね見合うものと見込まれるとしている（図表2）。

真に必要な復興事業の確実な推進や、そのための財源の十分な確保等の観点から、復興財源フレーム策定に向けた政府の取組について、引き続き注視していく必要がある。

イ 東日本大震災復興特別会計

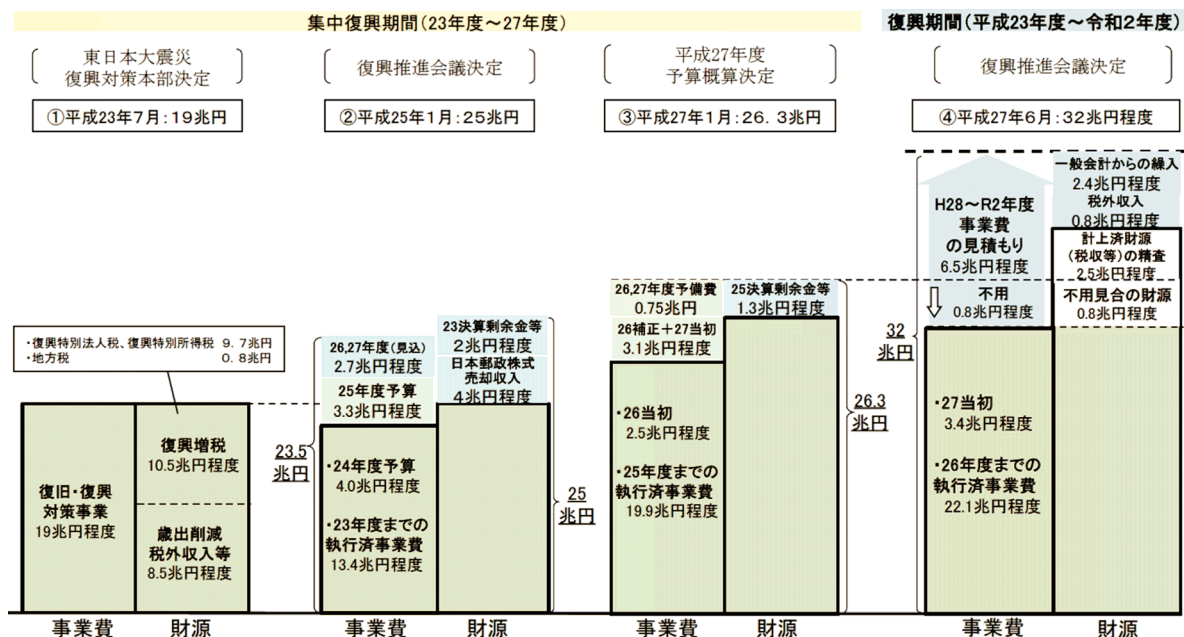
東日本大震災復興特別会計は、平成24年度に、東日本大震災からの復興に係る国の資金の流れの透明化を図るとともに復興債の償還を適切に管理するため、設置されたものである（特別会計に関する法律第222条第1項）。同特別会計では、復興債発行収入、復興特別所得税及び一般会計からの受入れを主な財源として、復興事業に必要な経費について事業を行う各省庁等に予算を計上して復興事業を行うこと及び復興債の償還に必要

⁵ 福島県「復興・創生期間後のふくしま復興・創生に向けて」（元年12月9日復興推進委員会資料）

⁶ 復興推進会議決定に係る復興財源フレームは、その後、同月に閣議決定されている。

な経費を国債整理基金特別会計に繰り入れることとしている（図表3）。

図表1 復興財源フレーム



（注1）本資料は、平成28年4月4日の財政制度等審議会財政制度分科会資料をベースにしている。

（注2）上記の事業費には、原子力損害賠償法・放射性物質汚染対処特措法に基づき東京電力が負担すべき経費は含まれない。

また、執行済事業費には、繰越額が含まれている。

（出所）復興庁「復旧・復興事業の規模と財源」（令和元年9月30日 第4回東日本大震災の復興施策の総括に関するワーキンググループ資料）

図表2 復興期間にその後5年を加えた15年間の事業規模と財源の見込み

事業規模：（これまでの10年間）31兆円台前半	+	（今後5年間）1兆円台半ば	=	32兆円台後半
財 源：（これまでの10年間）32兆円程度	+	税収増の実績等	=	32兆円台後半

（出所）復興庁『復興・創生期間』後における東日本大震災からの基本方針（概要）より作成

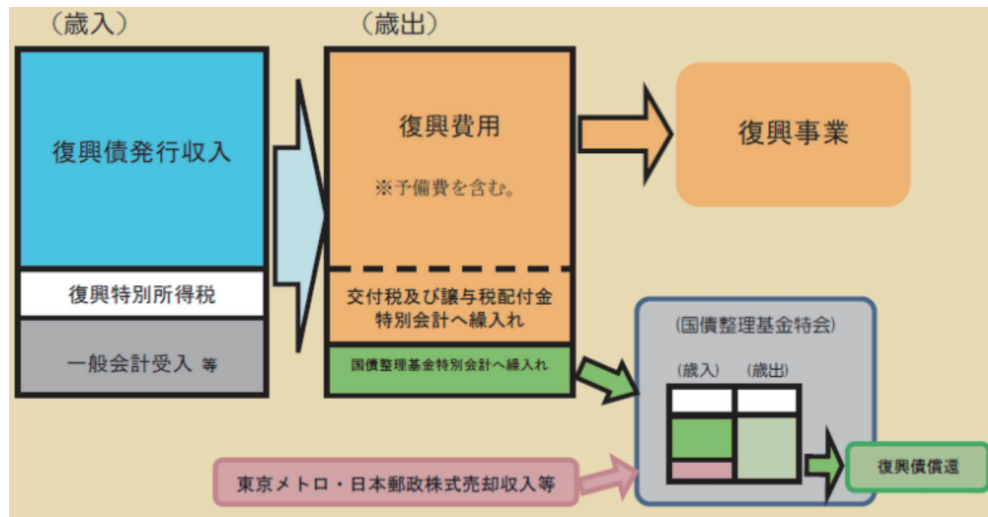
なお、復興庁については、復興庁設置法第21条の規定に基づき、別に法律で定めるところにより令和3年3月31日までに廃止することとされ（後述）、復興庁が廃止されたときは、同特別会計についても、別に法律で定めるところにより、廃止することとしている（特別会計に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第15号）附則第2条第1項）。

このように同特別会計は時限的な制度であるが、基本方針においては、同特別会計を被災地方公共団体が安心して復興事業に取り組むことを可能とし、復興の加速化に貢献した制度として位置付け、復興・創生期間後においても、同特別会計を継続することと

している⁷。

なお、同特別会計の歳入・歳出は、復興特別所得税の税収増や、日本郵政株式会社株式の売却の状況⁸などから直接又は間接に影響を受けるところであり、その動向に留意する必要がある。

図表3 東日本大震災復興特別会計の仕組み（資金の流れ）



（出所）財務省「特別会計ガイドブック（平成30年版）」

ウ 震災復興特別交付税と地方公共団体負担の軽減

震災復興特別交付税は、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施のため特別の財政需要があること及び東日本大震災のため財政収入の減少があることを考慮して地方団体に対して交付する特別交付税である（地方交付税法附則第4条）。震災復興特別交付税においては、集中復興期間及び復興・創生期間を通じ、被災団体の財政負担を減らすとともに、被災団体以外の地方公共団体の負担に影響を及ぼすことがないように、通常収支とは別枠で確保し、事業実施状況に合わせて決定・配分がなされてきたところである。

東日本大震災では、地方公共団体が実施する復興事業について、国の補助率のかさ上げを行うとともに、残る地方公共団体負担や、国の直轄事業における地方公共団体の負

⁷ 復興債発行収入は同特別会計における歳入の一定部分を占めているが、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「復興財源確保法」という。）第69条第4項において復興債の発行期間は令和2年度までとなっており、復興庁設置法等一部改正案（前述）において、復興債の発行期間の延長を行うこととしている。

⁸ 政府は国債整理基金特別会計が保有する日本郵政株式会社の株式を処分することによって令和4年度までに生じた収入について、復興債の償還費用の財源に充てることとしている（復興財源確保法第72条第3項第4号）。なお、復興推進会議決定（平成25年1月）において、日本郵政株式会社の株式売却収入4兆円程度を復興財源に充当することが決定され、これまでの株式売却（平成27年、平成29年）により約2兆8千億円が確保されている。なお、復興庁設置法等一部改正案（前述）において、株式売却収入の償還財源への充当期間の延長を行うこととしている。

担金について、震災復興特別交付税による負担軽減が行われてきた（図表4）。

集中復興期間においては、復興事業が膨大、かつ小規模で財政力の低い地方公共団体が多かったことを踏まえ、地方公共団体負担を震災復興特別交付税により全額国庫で負担し、実質的な負担をゼロとする措置が講じられた。

復興・創生期間では、復興の基幹的事業や原子力災害に由来する復興事業については被災地方公共団体の実質的な負担をゼロとするとともに、復興事業と整理されるものでも、地域振興策や将来の災害への備えといった全国共通の課題への対応との性質を併せ持つものについては、被災地方公共団体においても一定の負担を行うものとするとしてきた⁹。この方針を踏まえ、国直轄の災害復旧事業、東日本大震災復興交付金（以下「復興交付金」という。）の基幹事業、直轄道路整備事業のうち復興道路等で地方公共団体負担分の全額国庫負担は継続された。一方、復興交付金の効果促進事業、社会資本整備総合交付金（復興枠）、直轄道路整備事業のうち復興支援道路等で、地方公共団体負担が導入されている。なお、基本方針では、震災復興特別交付税等による財政支援について、被災地方公共団体による復旧・復興事業の円滑な実施に寄与したとしている。

図表4 地方公共団体負担の軽減の状況

事業（例）		東日本（集中復興期間）	東日本（復興・創生期間）	阪神・淡路 等
災害復旧	公共土木施設 （上水道、廃棄物処理施設等）	補助率8/10～9/10（特例的に嵩上げ） ＋自治体負担全額を震災特交（負担ゼロ）		補助率8/10 ＋一部自治体負担 ※3
	復興交付金事業 （基幹）※1、2	通常補助率 ＋自治体負担分1/2を補助（嵩上げ） ＋自治体負担全額を震災特交（負担ゼロ）	通常補助率 ＋自治体負担分1/2を補助（嵩上げ） ＋自治体負担全額を震災特交（負担ゼロ）	一部補助率嵩上げ（激基対象等） ＋一部自治体負担 ※4
	復興交付金事業 （効果促進）		補助率8/10 ＋一部自治体負担 （自治体負担の95%を震災特交）	通常補助率 ＋一部自治体負担 ※5
その他補助	社会資本整備 総合交付金事業 （復興枠）※2	通常補助率 ＋自治体負担全額を震災特交（負担ゼロ）	通常補助率 ＋一部自治体負担 （自治体負担の95%を震災特交）	通常補助率 ＋一部自治体負担 ※6
	被災市町村の仮庁舎	補助率2/3＋自治体負担全額を震災特交（負担ゼロ）		補助の対象外 ※7
	介護老人保健施設	補助率1/2＋自治体負担全額を震災特交（負担ゼロ）		補助率1/2 ＋一部自治体負担 ※8
	被災者生活再建支援金	補助率4/5＋自治体負担全額を震災特交（負担ゼロ）		補助率1/2＋一部自治体負担 ※9 （平成10年に制度創設）
復興道路 復興支援道路		直轄負担全額を震災特交で措置 （負担ゼロ）	（復興道路）直轄負担全額を震災特交で措置（負担ゼロ）	
			（復興支援道路）直轄負担金の95%を震災特交で措置（残り5%が自治体負担）	

（※1）5省40事業を一括化。基幹事業に関連し自由度の高い効果促進事業を実施

（※2）阪神・淡路の際は、復興交付金、社総交制度は存在していないため、同種の補助事業の取扱いを記載

（※3）100%起債、元利償還金の95%を交付税措置 （※4）区画整理の例：90%起債、元利償還金の80%を交付税措置

（※5）社総交効果促進の例：90%起債、元利償還金の20%を交付税措置（一般事業と同様の扱い）

（※6）道路の例：90%起債、元利償還金の20%を交付税措置（一般事業と同様の扱い）

（※7）熊本地震の際は、災害復旧事業債により支援（100%起債、元利償還金の85.5%を交付税措置）

（※8）100%起債、元利償還金の95%を交付税措置（公立施設の場合） （※9）100%起債、元利償還金の80%を交付税措置

（出所）「平成28年度以降の復興事業にかかる自治体負担の対象事業及び水準について」（平成27年6月3日 復興庁）から作成

（出所）復興庁「復旧・復興事業の規模と財源」（令和元年9月30日 第4回東日本大震災の復興施策の総括に関するワーキンググループ資料）より作成

⁹ 復興庁「集中復興期間の総括及び平成28年度以降の復旧・復興事業のあり方」（平成27年5月12日）19～20頁

基本方針において、震災復興特別交付税制度は継続し、復興・創生期間後に引き続き実施される復旧・復興事業について、引き続き支援することとされた。これにより、震災復興特別交付税による地方公共団体の負担軽減が行われることになるが、その一方で、基本方針では地方公共団体に求める負担水準等について、具体的な言及はなされていない。

地方公共団体負担に関し、田中復興大臣は、復興・創生期間後の自治体負担についても、これまでの復興施策の総括、被災地方公共団体の要望、国と地方の適切な役割の分担、過去の大規模災害の例等を踏まえながら、期間後も対応が必要な事業を確実に実施できるよう適切に検討していかなければならない旨答弁している¹⁰。個々の事業の性質等に応じた地方公共団体負担の在り方などについて、引き続き注視していく必要がある。

（２）法制度

ア 東日本大震災復興特別区域法

東日本大震災復興特別区域法（以下「復興特区法」という。）は、東日本大震災からの復興が、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の連携協力が確保され、かつ、被災地域の住民の意向が尊重され、地域における創意工夫を生かして行われるべきものであることに鑑み、復興特別区域基本方針、復興推進計画¹¹の認定及び特別の措置、復興整備計画¹²の実施に係る特別の措置、復興交付金事業計画に係る復興交付金¹³の交付等について定めるものであり、平成23年12月に公布された。

復興特区制度においては、震災により一定の被害が生じた区域（227市町村）を特定被災区域として設定するとともに、特定被災区域において、自らの被災状況や復興の方向性に合致し、活用可能な特例を選択することを可能とする制度設計とされた。特定被災区域を含む被災地方公共団体では、この制度設計を踏まえて、復興推進計画、復興整備計画又は復興交付金事業計画が作成され、これらの計画に基づき、規制・手続等の特例、税制上の特例、金融上の特例、復興交付金の交付などが実施されてきた（図表５）。

基本方針では、復興特区法に関し、計画に位置付けた特例措置が活用され、復興事業の円滑かつ迅速な推進に貢献したとの認識が示されるとともに、復興交付金事業は、ほぼ全ての地方公共団体で計画が完了する見込みであるとされた。

また、復興・創生期間後の復興特区法に関し、以下のような方針が示された。

- ①規制の特例、復興整備計画、金融の特例について、これまでの復興状況や必要となる事業の見込みも考慮しつつ、対象地域を重点化した上で、必要な支援を継続する。
- ②復興特区税制について、著しい被害を受けた地域が引き続き、着実に産業復興に取り組めるよう、復興特区法を改正し、対象地域を重点化した上で、適用期限の延長

¹⁰ 第200回国会衆議院東日本大震災復興特別委員会議録第3号11頁（令元. 11. 26）

¹¹ 復興特区法に基づき、個別の規制、手続の特例や税制上の特例等を受けるために県、市町村が単独又は共同して作成する計画のこと。

¹² 復興特区法に基づき、土地利用の再編に係る特例許可・手続の特例等を受けるために、市町村が単独又は県と共同して作成する計画のこと。

¹³ 復興特区法に基づき、東日本大震災により著しい被害を受けた地域における復興地域づくりに必要な事業を一括化し、一つの事業計画の提出により、被災地方公共団体へ交付される交付金のこと。

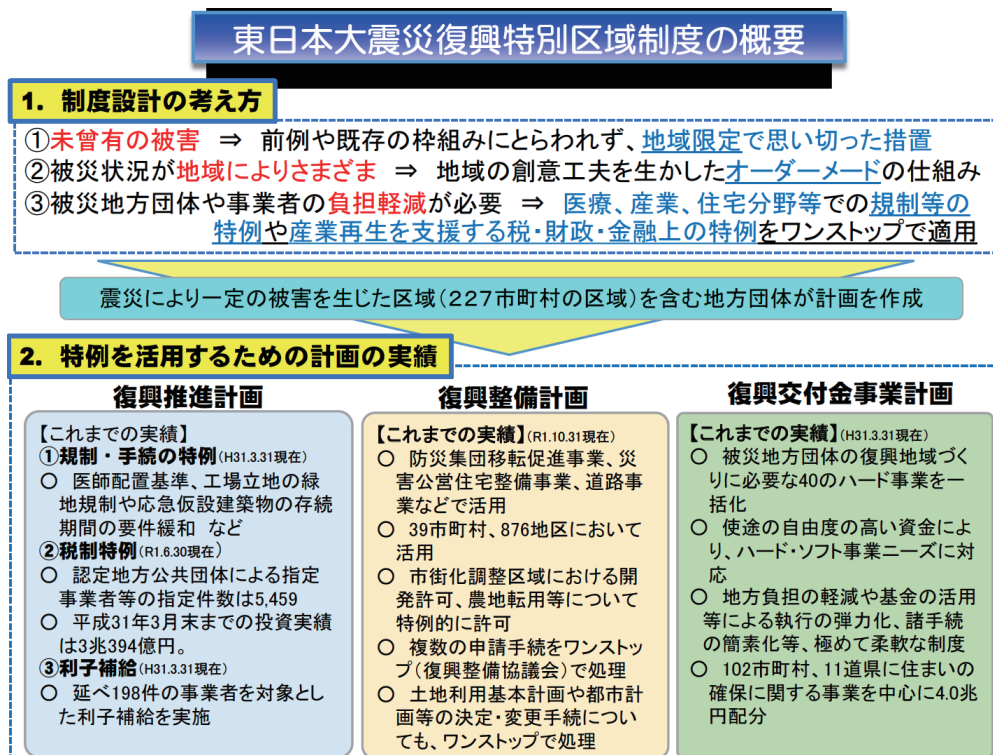
等を行うことについて検討する。その他の復興関連税制についても、過去の大規模災害における取組事例等も踏まえ、適切に延長等を行うことについて検討する。

③復興交付金については、復興交付金事業の確実な終了に向け必要な措置を講じた上で、復興・創生期間の終了をもって廃止する¹⁴。

また令和2年度税制改正大綱（令和元年12月12日自由民主党・公明党）は、第201回国会（常会）における復興・創生期間後に向けた復興特区法の見直しに当たり、復興特区税制について対象地域を重点化するとしている。これを踏まえ政府は、常会で復興特区法を改正し、復興特区税制の対象地域を重点化するための規定を設け、その上で、令和3年度税制改正においては課税の特例を踏まえた適用期限の延長等を行うとしている。

復興庁設置法等一部改正案（前述）の審議に当たっては、特例措置を実施する対象地域の重点化の方向性、復興交付金の廃止による今後の復興施策への影響等に留意する必要があると考えられる。また、岩手県からは「被災地のニーズに応じた取組については、復興・創生期間後も柔軟に対応できるよう、自由度の高い支援制度が必要」¹⁵との要望が出されているが、地方公共団体において使途の自由度の高い支援の枠組みの在り方なども、検討の余地があると思われる。

図表5 復興特区制度の概要



（出所）復興庁資料

¹⁴ なお基本方針では、復興交付金の基幹事業に位置付けられている災害公営住宅の家賃低廉化・特別家賃低減事業については、これまでの復興交付金による支援から別の補助に移行した上で引き続き支援するとともに、管理開始時期が異なる被災地方公共団体間の公平性等を踏まえ、適切に支援水準の見直しを行うとしている。

¹⁵ 前掲注3

イ 福島復興再生特別措置法

福島復興再生特別措置法（以下「福島特措法」という。）は、原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けた福島の復興及び再生が、その置かれた特殊な諸事情とこれまで原子力政策を推進してきたことに伴う国の社会的な責任を踏まえて行われるべきものであることに鑑み、原子力災害からの福島の復興及び再生の基本となる福島復興再生基本方針の策定、避難解除等区域の復興及び再生のための特別の措置、原子力災害からの産業の復興及び再生のための特別の措置等について定めるものであり、平成24年3月に公布された。同法に基づき、福島復興再生基本方針が策定され、同方針に定められた各般の取組が実施されてきた（図表6）。

基本方針では、同法の制定や改正により原子力災害からの復興に特化した福島復興再生基本方針や制度的基盤が整備され、帰還のための生活環境整備の進展、特定復興再生拠点区域の整備の推進、福島イノベーション・コースト構想の推進等による産業の復興・再生、風評払拭に向けた取組の推進等、福島の復興・再生に貢献してきた旨の認識が示された。

また、復興・創生期間後の福島特措法に関し、以下のような方針が示されている。

- ①移住の促進や交流人口・関係人口の拡大等の新たな活力を呼び込む施策の強化等の必要な見直しを行いながら、避難指示解除区域等の復興・再生を図る。
- ②外部からの参入も含めた農地の利用集積や六次産業化施設の整備の促進による営農再開の加速化を図る。
- ③公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構が十分に活動できるような国職員派遣のための制度整備等、福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積の加速化、人材育成等を更に進める。
- ④福島特措法を改正し、福島イノベーション・コースト構想の産業集積に向けた取組の加速化や風評被害などの課題に対応した税制措置等を検討する。
- ⑤海外における風評対策や輸入規制の撤廃・緩和に向けた諸外国・地域への働きかけの強化を図る。
- ⑥国が策定する基本方針の下、広域地方公共団体である福島県が地域の実情を踏まえて計画を作成することとするなど、計画制度の見直しを行う。

また令和2年度税制改正大綱は、第201回国会（常会）における復興・創生期間後に向けた福島特措法の見直しに当たり、福島特措法税制について福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積及び風評払拭に係る課税の特例の規定を設けるとしている。これを踏まえ政府は、常会で福島特措法を改正し、福島イノベーション・コースト構想の推進及び風評対策に係る課税の特例の規定を設け、その上で、令和3年度税制改正においては課税の特例を踏まえた税制措置を講ずるとしている。

ちなみに福島県は、「ふくしまの復興・創生に向けた緊急要望」（令和元年11月）において、「移住の促進、交流人口の拡大等の新たな活力の呼び込みや営農再開の拡大に向けた農地の利用集積、六次化施設の整備促進等による避難解除区域等の復興・再生の加速化、福島イノベーション・コースト構想推進機構への国職員派遣のための制度整備

等による構想の更なる推進、海外も含めた風評被害対策、さらには、これらを支える計画体系の見直しなど、当県の復興・再生の要である福島復興再生特別措置法を改正し、必要な措置を講じること」、「福島イノベーション・コースト構想に係る取組を行う事業者を支援する税制措置を講じること」、「風評対策に取り組む事業者を支援する税制措置を講じること」などを要望している。

復興庁設置法等一部改正案（前述）の審議に当たっては、同改正案が、福島の復興・再生に果たす意義・役割等について、留意していく必要がある。

図表 6 福島復興再生基本方針に定められた取組の概要

避難解除等区域の復興・再生	・産業の復興・再生、道路等の整備、医療・教育・住宅や心のケアなど生活環境の整備、課税の特例、一団地の復興再生拠点制度、福島相双復興推進機構への国職員派遣（官民合同チームの体制強化）、帰還環境整備推進法人制度（まちづくり会社の活用）
特定復興再生拠点区域復興再生計画	・帰還困難区域における復興拠点の整備（道路等の整備、生活環境の整備、課税の特例、一団地の復興再生拠点制度、土壌等の除染等の措置、計画の記載事項・認定基準）
安心して暮らすことのできる生活環境の実現	・リスクコミュニケーションの推進、健康管理調査、健康増進等の支援、除染等の措置等、いじめの防止のための対策、医療・福祉サービスの確保、被災者の心のケア
原子力災害からの産業の復興・再生	・農林水産業や中小企業の復興・再生、商品の販売等の不振の調査等（風評対策）、職業指導等、観光振興等
新たな産業の創出・産業の国際競争力の強化	・福島イノベーション・コースト構想、研究開発の推進、企業立地の促進、福島新エネ社会構想に係る取組の推進等
関連する復興施策との連携	・復興特区法・子ども被災者支援法に基づく施策との連携、法テラスの活用
その他福島の復興・再生に関し必要な事項	・鳥獣被害対策、地域公共交通網の形成支援等 ・国、県及び市町村間の連携等

（出所）復興庁資料より作成

4. 復興を推進する組織（復興庁）

復興庁設置法は、復興庁の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織に関する事項を定めることを目的とするものであり、平成23年12月に公布された。同法に基づき、復興庁は、東日本大震災からの復興に関する事務を主体的かつ一体的に行い、その円滑かつ迅速な遂行を図ること等を目的に、24年2月に内閣直属の組織として設置された。基本方針では、復興庁のこれまでの成果として、「内閣総理大臣を主任の大臣とし、これを助け、復興庁の事務を統括する等のために復興大臣を置くことにより、政府が一体となって復興に取り組む体制を実現し、迅速に意思決定を行い、復興を推進する役割を果たしてきた」としている。

復興庁設置法は、「復興庁は、別に法律で定めるところにより、平成33年（令和3年）3月31日までに廃止するものとする」としており（第21条）、復興庁は、復興・創生期間の終了までに法律により廃止される時限的な組織として位置付けられている。

そのため、復興・創生期間後の復興庁の後継組織の在り方について検討が行われ、基本方針では、「復興の司令塔として各省庁の縦割りを排し、政治の責任とリーダーシップの下で東日本大震災からの復興を成し遂げるため、復興庁の設置期間を復興・創生期間後10年間延長する」とともに、「復興庁は引き続き内閣直属の組織とし、内閣総理大臣を主任の大臣とするとともに、これを助け、復興庁の事務を統括する等のために復興大臣を置き、また、復興事業予算の一括要求や地方公共団体からの要望等へのワンストップ対応など、現行の総合調整機能を維持する」こととした¹⁶。また、基本方針では、「5年目に当たる令和7年度に組織のあり方について検討を行い、必要な措置を講じる」としており、それまでの間は、現行体制が維持される見通しとなった。

復興庁の後継組織に関しては、復興と防災の両方を担う復興・防災庁（省）を設置する案などの提言も行われてきたが¹⁷、現行体制が維持されることとなったことに関し、田中復興大臣は、防災も担当することとなると、一人の大臣が、東日本大震災の復興のみならず、全国で多発する災害への対応まで担当することが想定されることになる、そのような体制では、まだ道半ばである東日本大震災からの復興に対し十分な役割を果たすことは困難である、こうした点も踏まえて、基本方針の骨子案¹⁸においては、復興庁の設置期間の10年間延長、復興大臣の設置等を示した旨答弁している¹⁹。

その一方で、基本方針では、復興庁に、これまで蓄積した復興に係るノウハウを関係行政機関等と共有し、活用する機能を追加することを通じて、防災と復興の有機的連携を図ることとしている。復興庁設置法第4条において復興庁の所掌事務が規定されているが、追加される機能の所掌事務への位置付けの在り方について留意する必要があると思われる。

復興庁設置法第17条第4項は、復興局の名称、位置及び管轄区域について定めており、岩手復興局は盛岡市、宮城復興局は仙台市、福島復興局は福島市にそれぞれ置くことが規定されている。このうち岩手復興局及び宮城復興局の位置については、基本方針において、復興の課題が集中する地域に組織の軸足を移すため、それぞれ沿岸域に変更し、盛岡市と仙台市は支所に変更するとともに、復興局の具体の位置については、復興の進捗状況や被災地方公共団体の意見等を踏まえ決定することとしている。これにより、第17条第4項の改正が必要となるが、復興庁設置法等一部改正案（前述）において復興局の位置等の政令への委任が盛り込まれている。

（せんずい たけひろ）

¹⁶ 復興庁設置法等一部改正案（前述）において、復興庁の設置期間を10年間延長することとしている。

¹⁷ 例えば全国知事会は、『復興・創生期間』後も必要となる復興及び防災・減災体制の確立を求める提言（元年7月23日）において、「これまでも全国知事会として『防災省（仮称）』の創設を提言してきた」とした上で、「国民の生命・財産を守る防災・減災対策及び国土強靱化を強力に推進するため、東日本大震災の『復興・創生期間』の終了後も被災地が復興を成し遂げられる事業や支援を実施するとともに、大規模災害を想定し事前復興から復旧・復興までの一連の対策を担う専任の省庁の創設及びそれを指揮する専任の大臣を置くこと」を要請している。

¹⁸ 基本方針の検討に係る議論用のたたき台として第32回復興推進委員会（令元. 11. 7）に提出された資料

¹⁹ 第200回国会参議院東日本大震災復興特別委員会会議録第3号14頁（令元. 11. 27）